令和６年3月21日

島根県内

市長村長　　様

島根県老人福祉施設協議会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 会　長　手銭　宣裕

養護老人ホーム部会

部会長　那須野 誉幸

養護老人ホームに勤務する職員のさらなる処遇改善および

老人保護措置費に係る支弁額等の引上げについて（要望）

平素より養護老人ホームの活動推進に格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、養護老人ホームは、住環境や人的な環境等により現在の生活が難しく、経済的にも課題のある方など地域の高齢者の生活を懸命に支えていますが、新型コロナウイルス感染症や物価高騰、賃上げによる他業種への人材流出等の影響により大変厳しい事業運営を強いられ、令和４年度は57.9％が赤字経営であるうえ、その収支差率も２年連続でマイナスとなっており、事業継続が危ぶまれる危機的な状況にあります。

このような中で、厚生労働省から関係自治体に対して令和６年１月11日付け老高発0111第１号「老人保護措置費に係る支弁額等の改定及び養護老人ホーム等の適切な運営について」が発出され、養護老人ホームに対する介護職員処遇改善支援事業等や令和６年度介護報酬改定を踏まえた対応等が依頼されました。また、それらに必要となる経費は令和６年度の地方交付税で措置されることとなっています。

つきましては、上記通知内容についてご賢察を賜り、養護老人ホームが市町村における高齢者福祉の基盤を守るだけではなく、地域共生社会の推進の役割を果たしていくためにも、次の項目を実施いただきますようお願い申しあげます。

記

○ 介護職員処遇改善支援事業等（月額平均6,000円相当）と同様の処遇改善の実現

○ 令和６年度介護報酬改定を踏まえた老人保護措置費に係る支弁額の引上げ

○ 基準費用額（居住費）1日あたり60円引上げに伴う生活費の引上げ

○ 養護老人ホームへの入所を必要とする者の把握と措置制度の適切な活用

以上